

平成28年9月27日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第56号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、新たに地区整備計画区域（馬渡地区）を指定したことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 容積率と建ぺい率については、市街化調整区域であることには変わらないので、容積率は10分の20、建ぺい率は10分の6とし、建築物の敷地の最低面積は、5,000㎡としたとのこと。
2. 自然環境・景観上の配慮という点では、緑化面積を指定し、屋外広告物等については、派手なデザイン、電飾多様をやめるよう計画にうたっているとのこと。
3. 地元説明会、地権者への説明会、行政区長へ説明等を行い、地域の了解は得られたと考えて、今回地区計画を設定したとのこと。
4. クロスパルコが、ふれあいセンターりん、ハイマートどんぐりの森、この3つの施設は今後、増改築を行う場合については、既存物件として1.5倍までは問題なく可能とのこと。
5. A地区については、流通サービスの施設を誘導することにより、ドライブインやガソリンスタンドなどの沿道サービス施設は今回排除したとのこと。

【意見】

（賛成意見）

今回の条例改正は、地区計画の地区決定はすでに進んだ。しかし、条例改正をすることで、違反した場合の罰則など、きちんと条例改正しておかなければならない。その意味では必要性は認められると思ひ賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。